

(設置)

第1条 市民が行う自由で営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」という。)及び市民活動を通じた市民の交流の場を設けることにより、市民活動を支援するとともに、その健全な発展を促進することを目的として、高知市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

高知市鷹匠町二丁目1番43号

(事業)

第3条 センターは、まちづくりの活動その他の市民活動を支援するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会議室等施設の利用提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る案内及び相談に関すること。
- (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に係る広報及び市民活動を促進するための啓発に関すること。
- (5) 市民活動に係る人材の育成に関すること。
- (6) 市民活動に係る調査及び研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

(センターの管理等)

第4条 市長は、センターの管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第69号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定に基づく指定が効力を有する間、第9条から第11条まで及び第14条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(利用時間)

第7条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後9時まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後6時まで

(休所日)

第8条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休所し、又は臨時に開所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限し、又は利用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする利用と認められるとき。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする利用と認められるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するこ

とを目的とする利用と認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反する利用と認められるとき。

(6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(8) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 第9条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める額によって算定した料金を使用料として前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の事由があるときは、当該使用料を減免又は後納とすることができる。

2 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 市の都合によって利用の許可を取り消したとき。

(2) 天災その他不可抗力によって利用することができなくなったとき。

(3) 利用の日の7日前までに利用許可の取消し又は変更を申し出て、市長が正当な理由があると認めたとき。

(利用料金の収入等)

第13条 市長は、第4条第1項の規定に基づきセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金の減免及び還付については、前条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項第1号中「市」とあるのは「指定管理者」と、同条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第10条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 利用者が許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であつて、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。

(原状回復)

第15条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第16条 利用者その他センターを利用した者が、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年1月1日条例第3号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用又は利用するものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用するものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例の規定に基づく使用又は利用の許可又は承認の申請その他の手続は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年10月15日条例第108号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市市民活動サポートセンター条例第11条第1項の規定に基づき委託している高知市市民活動サポートセンターの管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成21年4月1日条例第36号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市市民活動サポートセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用するものに係る使用料から適用し、施行日前に利用するものに係る使用料については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 改正後の条例の規定に基づく利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成23年3月29日条例第4号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 3 第2条から第39条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、平成26年4月1日以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日条例第9号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 2 第1条から第15条まで及び第17条から第40条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

区分	使用料(1時間につき)
会議室1	円 410
会議室2	250

備考 時間の算定に当たっては、1時間未満は1時間とする。